

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&Mastercard 会員規約(個人)(旧関西クレジット用)

改定前	改定後
Visa カード&Mastercard 会員規約(個人会員用)(旧関西クレジット用)	りそな Visa カード&Mastercard 会員規約(個人会員用)
マイ・バイすりボ会員特約 リボルビング払い専用カード特約 デビューカード会員特約 関西みらいVISAゴールド会員特約 ETCカード特約(個人用) ETCシステム利用規程 個人情報の取扱いに関する同意条項	マイ・バイすりボ会員特約 リボルビング払い専用カード特約 デビューカード会員特約 ヤングゴールドカード会員特約 関西みらい VISA ゴールド会員特約 ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ特約 ETC カード特約(個人用) ETC システム利用規程 個人情報の取扱いに関する同意条項
第2条(家族会員)	第2条(家族会員)
2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとし、また、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる 全て の責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。	2. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとし、また、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる すべて の責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本会員は、家族会員が事由の 如何 を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を 申し出る ものとします。本会員は、この 申し出 以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。	4. 本会員は、家族会員が事由の いかん を問わず本条第1項に規定する代理人でなくなった場合または代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を 申出る ものとします。本会員は、この 申出 以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。
第4条(届出事項の変更等)	第4条(届出事項の変更等)
1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、 取引 を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出ものとします。	1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、 取引 を行う目的、およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出ものとします。
第5条(規約の変更、承認)	第5条(規約の変更、承認)
本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更 出来る 場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。	本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更 できる 場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
第6条(カードの貸与と取扱い)	第6条(カードの貸与と取扱い)
1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」と	1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」と

<p>いう)をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という) 手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人(以下「提携会社」という)と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します(ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある)。</p>	<p>いう)をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード(以下家族カードを含む)を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。本会員は、カード発行後も、届出事項(第4条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という) 手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人(以下「提携会社」という)と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します(ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合があります)。</p>
<p>3. (1) 買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与しているもの</p>	<p>3. (1) 買取業者等がカード利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をカードで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等をカード利用者に付与しているもの</p>
<p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行なうものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p>	<p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p>
<p>5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払いの責を負うものとします。</p>	<p>5. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前4項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第9条(カードの利用枠)</p>	<p>第9条(カードの利用枠)</p>
<p>1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよびキャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。</p>	<p>1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボおよびキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方法により定めるものとします。</p>
<p>6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p>	<p>6. キャッシング利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。</p>
<p>12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額することができるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申出があった場合には増額を行わないものとします。</p>	<p>12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申出があった場合には増額を行わないものとします。</p>
<p>第9条の2(会員利用総枠)</p>	<p>第9条の2(会員利用総枠)</p>
<p>1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは</p>	<p>1. 当社は、各本会員につき、本規約第9条で定めるカードの利用枠とは</p>

<p>別に本会員に貸与した全てのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与した全てのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)と定めるものとします。また、親カードの解約(本規約に定める解約事由が存在する場合を除く)もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。</p>	<p>別に本会員に貸与したすべてのカードの中で割賦利用枠が最も高いカード(以下「親カード」という)の割賦利用枠と同額を本会員および家族会員に貸与したすべてのカードに係るリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの利用金額合計の上限(以下「会員利用総枠」という)と定めるものとします。また、親カードの解約(本規約に定める解約事由が存在する場合を除く)もしくは割賦利用枠の減額または親カード以外のカードの割賦利用枠の増額等により、割賦利用枠が最も高いカードが親カード以外のカードとなった場合は、当該カードを新たな親カードと定めるものとします。なお、親カードを定めるに際し、割賦利用枠が最も高いカードが複数ある場合は、当社が親カードを任意に定めるものとします。</p>
<p>2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新毎にこれを見直すものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。</p>	<p>2. 当社は、会員利用総枠について親カードの有効期限更新ごとにこれを見直すものとします。ただし、親カードの有効期限更新後、次回有効期限更新までの間に、前項による親カードの変更(複数回の親カードの変更を含む)が行われた場合において、当該期間内に会員利用総枠の見直しが一度も行われなかった場合、当該期間における当初親カードの有効期限で会員利用総枠の見直しを行うこととします。また、会員利用総枠の見直しに際し、会員は、当社から求めがあった場合、会員利用総枠の見直しに必要と当社が判断する書類の提出・事実の照会に応じるものとします。</p>
<p>3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与した全てのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。</p>	<p>3. 当社は、会員利用総枠の見直しを行った結果、法令の定め等により当社が必要と認めた場合、会員利用総枠および当社が貸与したすべてのカードの利用枠を任意に減額できるものとします。</p>
<p>5. 当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他の全てのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。</p>	<p>5. 当社は、親カードが解約となった場合、当社が貸与した他のすべてのカードを解約することとします。ただし、本条第1項による親カードの変更を伴う親カードの解約の場合はこの限りではありません。</p>
<p>第10条(複数カード保有における利用の調整)</p>	<p>第10条(複数カード保有における利用の調整)</p>
<p>2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。</p>	<p>2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。</p>
<p>第13条(会員保障制度)</p>	<p>第13条(会員保障制度)</p>
<p>1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。</p>	<p>1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察署および当社への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。</p>
<p>3. (6)カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)</p>	<p>3. (6)カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)</p>
<p>4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断</p>	<p>4. 本会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断</p>

<p>した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。</p>	<p>した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。</p>
<p>第14条(カード利用の一時停止等)</p>	<p>第14条(カード利用の一時停止等)</p>
<p>1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続きが完了するまでの間、カードショッピングのリボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>	<p>1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続きが完了するまでの間、カードショッピングのリボルビング払い、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>
<p>2. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用しようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的にお断りすることがあります。</p>	<p>2. 当社は、会員が利用枠を超えた利用をした場合もしくは利用しようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的にお断りすることがあります。</p>
<p>3. 当社はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p>	<p>3. 当社はカードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。</p>
<p>4. 当社は、会員が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止することまたは加盟店や現金自動預払機(以下「ATM 等」という)等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。</p>	<p>4. 当社は、会員が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止することまたは加盟店や現金自動預払機(以下「ATM 等」という)等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。</p>
<p>5. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>	<p>5. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>
<p>6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求められることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>	<p>6. 当社は、貸金業法に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求められることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。</p>
<p>7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求められることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>7. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求められることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が充分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販</p>	<p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販</p>

<p>売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>
<p>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引引きについて、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第15条(付帯サービス等)</p>	<p>第15条(付帯サービス等)</p>
<p>4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消をされた場合または第23条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。</p>	<p>4. 会員は、第22条に定める会員資格の取消しをされた場合または第23条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済の特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。</p>
<p>第16条(代金決済口座および決済日)</p>	<p>第16条(代金決済口座および決済日)</p>
<p>2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。ただし、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p>	<p>2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とします。ただし、当社または金融機関の都合により、10日の支払期日が毎月8日または13日となることがあります。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。</p>
	<p>3. 当社が認めた場合に限りゴールドカード(提携カードを除く)、ヤングゴールドカードの本会員は、支払期日として、前項の他、26日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)を指定することもできますが決済口座は、りそな銀行および埼玉りそな銀行に限りです。</p>
<p>3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携クレジットカードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>	<p>4. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携クレジットカードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員は Vpass 会員規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛に書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知に係る当社所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知に係る手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p>
<p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボおよび第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替または自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが</p>	<p>5. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボおよび第43条に定めるキャッシング一括の返済元金および第46条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替または自動払込みの結果を当社</p>

<p>完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p>	<p>が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p>
<p>第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)</p>	<p>第18条(決済口座の残高不足等による再振替等)</p>
<p>2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」という)を負担するものとします。</p>	<p>2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みに係る費用(以下「再振替等に係る費用」という)を負担するものとします。</p>
<p>3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。</p>	<p>3. 再振替等に係る費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。</p>
<p>第20条(手数料率、利率の変更)</p>	<p>第20条(手数料率、利率の変更)</p>
<p>リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。</p>	<p>リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括および海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。</p>
<p>第21条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第21条(期限の利益の喪失)</p>
<p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2) 債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。 (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (5) リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p>	<p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき (2) 債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき (5) リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</p>
<p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>(1) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。 (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (3) 本会員の信用状態が悪化したとき。</p>	<p>(1) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき (3) 本会員の信用状態が悪化したとき</p>
<p>5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社または支店へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要</p>	<p>5. 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社または支社へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要</p>

と認めた場合は、第18条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。	と認めた場合は、第18条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。
6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。	6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、 キャッシング一括 、海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
第22条(会員資格の取消)	第22条(会員資格の 取消し)
(1)カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合	(1)カード、ローン等の 申込み に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
(5)カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合	(5)カード発行後 2ヵ月 以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合
(8) ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	(8) ③ 取引 に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。	5. 当社は、会員資格の 取消し を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る 全ての 債務について支払いの責を負うものとします。	6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る すべての 債務について支払いの責を負うものとします。
第23条(退会)	第23条(退会)
2. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員のカードおよび貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。	2. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する 家族カード および貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。
3. 会員は、前2項による手続きのほか、電話等、当社が認める方法により退会の手続きをすることもできます。この場合、カードおよびチケット等は当社の指示に従い、裁断のうえ破棄するものとします。	3. 会員は、 本条第1項および第2項 による 手続き のほか、電話等、当社が認める方法により退会の 手続き をすることもできます。この場合、カードおよびチケット等は当社の指示に従い、裁断のうえ破棄するものとします。
4. 前3項 の退会手続きを行った場合において、カードおよびチケット等の返還・裁断等を怠りカードおよびチケット等が不正に利用されたときは、会員はそれによる損害について責を負うものとします。	4. 本条第1項から第3項 の退会手続きを行った場合において、カードおよびチケット等の返還・裁断等を怠りカードおよびチケット等が不正に利用されたときは、会員はそれによる損害について責を負うものとします。
5. 本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係る 全ての 債務について支払いの責を負うものとします。	5. 本会員は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係る すべての 債務について支払いの責を負うものとします。
	6. 会員が退会した場合、当該カードの利用により発生する債務の支払が完了するまでは、本規約の効力が維持されるものとします。
第24条(費用の負担)	第24条(費用の負担)
会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱	1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種

<p>手数料(ただし、当社が受領するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p>	<p>取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p>
	<p>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替や自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、所定の手数料を会員は負担するものとします。</p>
<p>第25条(合意管轄裁判所)</p>	<p>第25条(合意管轄裁判所)</p>
<p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかにかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかにかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第2部 カードによる取引と利用代金の支払</p>	<p>第2部 カードによる取引と利用代金の支払い</p>
<p>第27条(カードショッピング)</p>	<p>第27条(カードショッピング)</p>
<p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができません(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>	<p>2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができません(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>
<p>3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>	<p>3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>
<p>4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>	<p>4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>
<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することがで</p>	<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することがで</p>

<p>きます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合があります。)に対し通知する場合がありますことを、あらかじめ承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、</p>	<p>きます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、本会員は、退会・会員資格取消後であったとしても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る債務について支払いの責を負うものとし、また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合があります)に対し通知する場合がありますことを、あらかじめ承諾するものとし、また、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとし、また、</p>
<p>7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとし、また、</p>	<p>7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとし、また、</p>
<p>第28条(立替払の承諾等)</p>	<p>第28条(立替払いの承諾等)</p>
<p>1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとし、また、</p>	<p>1. 会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消し、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとし、また、</p>
<p>(1)当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合がありますこと。</p>	<p>(1)当社が、加盟店等に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者を経由する場合がありますこと。</p>
<p>(2)当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること、または当社が当該加盟店等に立替払をする場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合がありますこと。</p>	<p>(2)当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く)を経由する場合がありますこと。</p>
<p>2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとし、また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加</p>	<p>2. カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとし、また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加</p>

<p>加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。</p>	<p>加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。</p>
<p>3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>	<p>3. 会員は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>
<p>第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)</p>	<p>第30条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)</p>
<p>1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。</p>	<p>1. 1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。</p>
<p>(1)1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。 支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。</p>	<p>(1)1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日。支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分、支払期日が26日の場合には、前月1日から前月末日までの利用分</p>
<p>(2)2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。 支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。</p>	<p>(2)2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分、支払期日が26日の場合には、前月1日から前月末日までの利用分</p>
<p>第31条(リボルビング払い)</p>	<p>第31条(リボルビング払い)</p>
<p>1. (2)いつでもリボ:事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>	<p>1. (2)いつでもリボ:事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日(支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>
<p>(3)海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。</p>	<p>(3)海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング利用代金について、事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点における当該カードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。</p>

2. 本会員は、会員がリボルビング払を指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払コースとして元金定額コースを指定したときは、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払コースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

3. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本会員があらかじめ指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日 時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールド カード会員の場 合は3万円)以上 1万円単位
10万円を超えて 20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円 増加毎に	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金			
	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース
10万円以下	5千円	1万円	2万円	2万円(ゴールドカー ド会員の場合は3万 円)以上1万円単位
10万円を超えて20万円まで	1万円	2万円	4万円	
以後残高10万円増加ごとに	5千円増加	1万円増加	2万円増加	

6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘わらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

6. 第28条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず本条第4項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第32条(分割払い)

第32条(分割払い)

1.
(1)カード利用の都度分割払いを指定する方法

(2)カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括

1.
(1)カード利用の都度分割払いを指定する方法。

(2)カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本会員が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括

<p>払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。</p>	<p>払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。</p>
<p>2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。</p>	<p>2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、4回払いおよび24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。</p>
<p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>	<p>5. 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払い手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>
<p>第33条(遅延損害金)</p>	<p>第33条(遅延損害金)</p>
<p>1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p>	<p>1. 平成21年11月26日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p>
<p>(1)本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>(1)本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。</p>	<p>(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。</p>
<p>2. 平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p>	<p>2. 平成21年11月26日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p>
<p>(1)本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分</p>	<p>(1)本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよ</p>

<p>分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>びボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。</p>	<p>(2)前(1)の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。</p>
<p>第34条(見本・カタログ等と現物の相違)</p>	<p>第34条(見本・カタログ等と現物の相違)</p>
<p>会員が、日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス(以下総称して「商品等」という)の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。</p>	<p>会員が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス(以下総称して「商品等」という)の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。</p>
<p>第35条(支払停止の抗弁)</p>	<p>第35条(支払停止の抗弁)</p>
<p>1. (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。 (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>	<p>1. (1) 商品等の引渡し、提供がなされないこと (2) 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること</p>
<p>2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。</p>	<p>2. 当社は、会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。</p>
<p>5. (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したものの(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき。 (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。 (3) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。 (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。 (5) 第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p>	<p>5. (1) 売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したものの(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く)であるとき (2) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき (3) 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき (4) 会員が日本国外においてカードを利用したとき。 (5) 第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき</p>
<p>第36条(キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法)</p>	<p>第36条(キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法)</p>
<p>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の</p>	<p>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の</p>

<p>範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</p>	<p>範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</p>
<p>第37条(キャッシングリボの利率および利息の計算)</p>	<p>第37条(キャッシングリボの利率および利息の計算)</p>
<p>1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>	<p>1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>
<p>2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。</p>	<p>2. お持ちのカードを他のカードに切替たときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。</p>
<p>3. 本会員は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申込みを行い、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。</p>	<p>3. 本会員は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、借入日の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、キャッシングもあとからリボの申込みを行い、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更した場合、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。</p>
<p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。</p>	<p>4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日または8日または13日の場合には前月15日、26日の場合は前月末日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、第16条に従い当月の支払期日に支払うものとします。</p>
<p>第39条(遅延損害金)</p>	<p>第39条(遅延損害金)</p>
<p>1. 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>1. 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>2. 前項の取扱は海外キャッシュサービスの場合も同様とします。</p>	<p>2. 前項の取扱いはキャッシング一括および海外キャッシュサービスの場合も同様とします。</p>
<p>第40条(現金自動預払機(ATM)等利用時の手数料)</p>	<p>第40条(現金自動預払機(ATM)等利用時の手数料)</p>
	<p>3. 本条第1項および第2項の取扱いはキャッシング一括の場合も同様と</p>

	します。
	第2章 キャッシング一括
	第41条(キャッシング一括の取引を行う目的・利用方法)
	<p>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</p>
	第42条(キャッシング一括の利率および利息の計算)
	<p>1. キャッシング一括の利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>
	<p>2. 本会員は、キャッシング一括の借入金(付利単位100円)に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。</p>
	<p>3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を経過利息として支払うものとします。</p>
	第43条(キャッシング一括の借入金の支払い)
	<p>1. キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。</p>
	<p>2. 毎月の返済額は、第37条第4項にて定める毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</p>
	<p>3. 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>
	<p>4. キャッシング一括の借入金について、当社が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みを行い、当社が適当と認めた場合は、キャッ</p>

	<p>シングル一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。</p>
<p>第41条(海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)</p>	<p>第44条(海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)</p>
<p>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</p>	<p>本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。</p>
<p>第42条(海外キャッシュサービスの利率および利息の計算)</p>	<p>第45条(海外キャッシュサービスの利率および利息の計算)</p>
<p>1. 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>	<p>1. 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>
<p>第43条(海外キャッシュサービスの借入金の支払い)</p>	<p>第46条(海外キャッシュサービスの借入金の支払い)</p>
<p>2. 毎月の返済額は、第37条の毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</p>	<p>2. 毎月の返済額は、第37条第4項にて定める毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第16条の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。</p>
<p>第44条(海外キャッシュサービスの ATM 等手数料)</p>	<p>第47条(海外キャッシュサービスの ATM 等手数料)</p>
<p>第3章 書面の交付</p>	<p>第4章 書面の交付</p>
<p>第45条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)</p>	<p>第48条(キャッシング利用時およびお支払い時の書面の交付)</p>
<p>※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本会員は、当社から上記第45条に関する通知または上記第45条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申立てることができるものとします。</p>	<p>※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本会員は、当社から上記第48条に関する通知または上記第48条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申立てることができるものとします。</p>
<p><キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法></p>	<p><キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法></p>

	本会員		家族会員	
	キャッシング リボ	海外 キャッシング サービス	キャッシング リボ	海外 キャッシング サービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法。	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法。	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法。	○	—	×	—
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法。	○	—	○	—

	本会員			家族会員		
	キャッシング リボ	キャッシング 一括	海外 キャッシング サービス	キャッシング リボ	キャッシング 一括	海外 キャッシング サービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法。	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法。	—	—	○	—	—	○
電話・インターネット等で申込みを行ない、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法。	○	○	—	×	×	—
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法。	○	—	—	○	—	—

<キャッシングリボご利用時のご注意>

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。また、当社が定める会員規約(改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。)により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

<キャッシングリボご利用時のご注意>

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。また、当社が定める会員規約(改定があった場合には改定前の会員規約を含みます)によりすでに毎月の返済額が定まっている場合も新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

項番	対象条件	締切日 時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2018年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2018年4月2日以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2018年4月2日以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類(ゴールド、クラシック、アミティエ等)変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2018年4月2日以降に会員申出によりカード種類(ゴールド、クラシック、アミティエ等)変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円
		50万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円
		90万円超	3万円未満	3万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2018年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2016年4月11日以降2018年4月1日までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類(ゴールド、クラシック、アミティエ等)変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円

項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済金額	変更後 毎月返済金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日*以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日*以降に会員の申出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日*以降に会員の申出によりカードを切替された方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日*以降に会員申出によりカード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円
		50万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円
		90万円超	3万円未満	3万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日*までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方 ・2017年2月13日*以降2019年4月1日*までに会員の申出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類(プラチナ、ゴールド、ヤングゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、アミティエ、アミティエA等)変更のみの切替は除きます。	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

***日関西クレジットカードの方は2019年4月2日を2018年4月2日、2019年4月1日を2018年4月1日、2017年2月13日を2016年4月11日と読み替えます。**

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

●キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用条件

<キャッシングリボ・**キャッシング一括**・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

●キャッシングリボ・**キャッシング一括**・海外キャッシュサービスのご利用条件

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長4年1ヵ月・49回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率18.0%、毎月返済額1万5千円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 …実質年率18.0% ※ただしご利用枠100万円以上の場合は実質年率15.0% ゴールドカード会員 …実質年率15.0%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	23日～56日 (ただし暦による)・1回	実質年率18.0%

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 (ボーナス月増額返済あり)	最長4年1ヵ月・49回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率18.0%、毎月返済額1万5千円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	一般会員 …実質年率15.00%～18.00% ゴールドカード会員 …実質年率15.00%
キャッシング一括 海外キャッシュサービス	元利一括返済	21日～56日 (ただし暦による)・1回	実質年率15.00%～18.00%

※キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合

名称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員 …実質年率18.0% ゴールドカード会員 …実質年率15.0%
海外キャッシュサービス	元利一括返済	0円、0日・0回	実質年率18.0%

※キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合

名称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	0円、0日・0回	一般会員 …実質年率15.00%～18.00% ゴールドカード会員 …実質年率15.00%
キャッシング一括 海外キャッシュサービス	元利一括返済	0円、0日・0回	実質年率15.00%～18.00%

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等にかかる費用

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等に**係る**費用

●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

<割賦販売における用語の読み替え>

<割賦販売における用語の読み替え>

割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払総額 ・カードショッピングの支払総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払予定額 ・カードショッピングの支払金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・お支払総額 ・カードショッピングの支払総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額	・お支払予定額 ・カードショッピングの支払金 ・リボルビング払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い 実質年率 15.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円 当たりの分割払手 数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

※24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。

2024年10月1日から適用

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96
利用金額100円 当たりの分割 手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60
支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヶ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.96	14.91	14.82	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円 当たりの分割 手数料の額(円)	16.32	20.40	24.48	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<リボルビング払いのお支払例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合)8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。

③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)

④お支払後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い 実質年率 15.00%

・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96
利用金額100円当りの分 割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60
支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヶ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%) ^(Ctrl)	14.96	14.91	14.82	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円当りの分 割払手数料の額(円)	16.32	20.40	24.48	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

※4回および24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。

<リボルビング払いのお支払例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.00%の場合)8月16日から9月15日までに利用金額

50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。

③弁済金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)

④お支払後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

①手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元

<p>…50,000円×15.0%×15日÷365日+50,000円×15.0%×10日÷365日+40,000円×15.0%×5日÷365日=595円</p> <p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…10,000円 ・標準コースの場合…9,405円(③10,000円-①595円) <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円) ・標準コースの場合…10,000円 <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円) ・標準コースの場合…30,595円(40,000円-9,405円) 	<p>本が途中で変わります)</p> <p>…50,000円×15.00%×15日÷365日+50,000円×15.00%×10日÷365日+40,000円×15.00%×5日÷365日=595円</p> <p>②お支払元金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…10,000円 ・標準コースの場合…9,405円(③10,000円-①595円) <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円) ・標準コースの場合…10,000円 <p>④お支払後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円) ・標準コースの場合…30,595円(40,000円-9,405円)
--	--

<p><分割払いのお支払例></p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料…50,000円×(6.70円÷100円)=3,350円</p> <p>②支払総額…50,000円+3,350円=53,350円</p> <p>③分割支払額…53,350円÷10回=5,335円</p> <p>2024年10月1日から適用</p> <p><分割払いのお支払例></p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円</p> <p>②支払総額…50,000円+3,400円=53,400円</p> <p>③分割支払額…53,400円÷10回=5,340円”</p>	<p><分割払いのお支払例></p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円</p> <p>②支払総額…50,000円+3,400円=53,400円</p> <p>③分割支払額…53,400円÷10回=5,340円”</p>
--	--

<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回払い</th> <th>リボルビング払い</th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>海外キャッシュサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料はご負担いただきます)。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社へ現金を持参して返済する方法。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法。	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料はご負担いただきます)。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。	×	○	×	×	×	<p><繰上返済の可否および方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回払い</th> <th>リボルビング払い</th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>キャッシング一括</th> <th>海外キャッシュサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱いは1,000円単位)。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただけます)。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社へ現金を持参して返済する方法。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス	当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱いは1,000円単位)。	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	○ (全額返済のみ可)	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただけます)。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○	当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。	×	○	×	×	×	×
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	海外キャッシュサービス																																																																										
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法。	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)																																																																										
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×																																																																										
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料はご負担いただきます)。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○																																																																										
当社へ現金を持参して返済する方法。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○																																																																										
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。	×	○	×	×	×																																																																										
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシュサービス																																																																									
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法(取扱いは1,000円単位)。	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	○ (全額返済のみ可)																																																																									
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法。	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×																																																																									
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料は負担いただけます)。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○																																																																									
当社へ現金を持参して返済する方法。	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○																																																																									
当社が別途定める期間に当社の定める手続きにより、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法。	×	○	×	×	×	×																																																																									

<p>※1. 全額繰上返済:リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>※4. 海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用した海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。</p>	<p>※1:全額繰上返済:リボルビング払い、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。</p> <p>※4:キャッシング一括と海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関のATMから入金して返済する場合、同一期間内に利用したキャッシング</p>
---	---

<p>※6. 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。</p>	<p>グー括および海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。</p> <p>※6:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の手続きの全部または一部(手続きが途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。</p>
(2024年4月改定)	(2025年1月改定)

マイ・ペイすリポ会員特約

<p>第2条(カード利用代金の支払区分)</p>	<p>第2条(カード利用代金の支払区分)</p>
<p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリポ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。</p>	<p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日(支払期日が10日もしくは8日または13日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ)時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合には1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリポ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、すべて支払区分が1回払いとなる場合があります。</p>
<p>2. (2)元金定額コースを指定した場合は、5千円以上の当社が指定する金額。(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p>	<p>2. (2)元金定額コースを指定した場合は、5千円以上の当社が指定する金額(ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)。または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p>
<p>4. (1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付与単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。</p>	<p>4. (1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付与単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。</p>
	<p>第4条(キャッシング一括) 本カードでは、キャッシング一括は、当社が適当と認めたマイ・ペイすリポ会員についてのみ利用できるものとします。</p>
<p>第5条(マイ・ペイすリポの設定)</p>	<p>第6条(マイ・ペイすリポの設定)</p>
<p>第6条(会員規約の適用)</p>	<p>第7条(会員規約の適用)</p>
<p><お支払例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)> ◆第2回(11月10日)お支払い</p>	<p><お支払例(定率コースおよび元金定額コース1万円の場合)> ◆第2回(11月10日)お支払い</p>

①手数料(10月11日～10月15日までの分) ・定率コースの場合…47,000円×15.0%×5日÷365日=96円 ・元金定額コースの場合…40,000円×15.0%×5日÷365日=82円	①手数料(10月11日～10月15日までの分) ・定率コースの場合…47,000円×15.00%×5日÷365日=96円 ・元金定額コースの場合…40,000円×15.00%×5日÷365日=82円
(2023年4月改定)	(2025年1月改定)

リボルビング払い専用カード特約

第1条(リボルビング払い専用カード)	第1条(リボルビング払い専用カード)
りそなカード株式会社(以下「当社」という)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」という)の 個人会員(以下「会員」という) が、本特約及び Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めの方に対し、リボルビング払い専用カード(以下「 リボ専用カード 」)を追加して発行・貸与します。	りそなカード株式会社(以下「当社」という)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」という)を 貸与された個人の本会員 が、本特約および Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めの方(以下「 会員 」)に対し、リボルビング払い専用カード(以下「 本カード 」)を追加して発行・貸与します。 また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
第2条(年会費)	第2条(年会費)
リボ専用カードの年会費は、 平成6年8月以降 、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しません。	本カード の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、 当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。
第3条(利用代金の支払い)	第3条(利用代金の支払い)
リボ専用カード の利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における 当該カードショッピング代金 の支払区分を、当該利用代金が、 本会員 が会員規約第31条で指定する 支払コースの弁済金 (元金定額コースを指定したときは、 支払コース を指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員が リボ専用カード 利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は リボ専用カード 利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店でご利用した場合には1回払いとなる場合があります。	本カード での ショッピング 利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における 当該代金 が、会員規約第31条に基づき 会員が指定した支払いコースの毎月支払額 (元金定額コースを指定したときは、 支払いコース を指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員が 本カード 利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分は 本カード 利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
第4条(利用枠)	第4条(利用枠)
リボ専用カード は、カードの利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えて リボ専用カード を利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。	本カード は、カード利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えて 本カード を利用した場合は、原則として超過した金額を1回払い扱いとして支払うものとします。
第5条(手数料率及び手数料の計算)	第5条(手数料率および手数料の計算)
リボ専用カード の利用については、その未決済残高に対し、会員規約の「 第2部カードによる取引と利用代金の支払 」に関する規定に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。	本カード の利用については、その未決済残高に対し、 会員規約 で定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。
第6条(キャッシングリボ、海外キャッシングサービス等)	第6条(キャッシングリボ、 キャッシング一括 および海外キャッシングサービス等)
リボ専用カード では、 会員規約 のキャッシングリボ、海外キャッシングサービス等は当社が認めたものについて利用できるものとします。	当社が適当と認めた場合、会員は、会員規約で定める キャッシングリボ、 キャッシング一括 および海外キャッシングサービス等を 本カード で利用でき

	るものとしします。
第7条(カードの更新)	第7条(カードの更新)
カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用がない場合、カードの更新は行わないものとしします。	カードの有効期限はカード券面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用のない場合、カードの更新は行わないものとしします。
(2019年4月改定)	(2025年1月改定)

関西みらい VISA ゴールド会員特約

デビューカード会員特約

ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ特約

	第1条(PA-TYPE カード会員)
	「ゴールド家族カードパーソナルアカウントタイプ」(以下「PA-TYPE」という)は、家族カードの一種で、下記特約条項の他、Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)が適用されるものとし、りそなカード株式会社(以下「当社」という)所定の申込みを行い、当社が適格と認めた方を PA-TYPE カード会員とします。
	第2条(代金支払)
	1. 会員規約第2条第2項、第3項および会員規約に基づく各種特約の定めにかかわらず、PA-TYPE カード会員は、自己の PA-TYPE カードの利用に基づく一切の債務および PA-TYPE カードの管理上の責任に基づく一切の債務について責任を負うものとしします。
	2. PA-TYPE カードの利用代金は、あらかじめ指定した PA-TYPE カード会員名義の預金口座または通常貯金から支払うものとしします。
	第3条(利用の停止)
	PA-TYPE カードの利用代金の支払いを遅滞したときは、PA-TYPE カードの利用を停止されても異議ないものとしします。
	第4条(支払期日)
	PA-TYPE カードのご利用代金お支払日は、原則として本会員と同一日としします。
	第5条(利用明細の送付)
	PA-TYPE カードの利用明細は、PA-TYPE カード会員宛に送付するものとしします。
	第6条(会員資格の喪失)
	PA-TYPE カード会員が家族カードの会員資格を喪失したときは、同時に PA-TYPE カードの会員資格も喪失し、PA-TYPE カードの利用代金債権については、PA-TYPE カード会員が直ちにその全額を支払うものとしします。
	第7条(解約後の処理)
	本会員がカードを解約した場合、PA-TYPE カード会員は、当社所定の審査後、本会員になることができます。

	第8条(年会費)
	PA-TYPE カード会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はクレジットカード送付時に通知するものとし、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。
	第9条(カードの利用枠)
	PA-TYPE カードの利用枠は本会員のカードの利用枠とは個別に管理するものとします。
	第10条(複数カード保有における利用の調整)
	PA-TYPE カード会員が、PA-TYPE カードとは別に本会員として当社から複数のカードを貸与されているときは、原則として、PA-TYPE カードを含むすべてのカードを通算して会員規約第9条の規定を適用するものとします。
	第11条(会員資格の取消し等)
	当社は、PA-TYPE カード会員の信用状況等に応じて、会員資格の取消し、利用枠の減額、キャッシング利用の停止をすることができるものとします。
	第12条(キャッシングの利用)
	会員規約第36条、第41条、第44条の定めにかかわらず、PA-TYPE カード会員が現金を借り入れた場合、PA-TYPE カード会員が現金を借り受けて受領したものとみなします。
	第13条(キャッシング利用時およびお支払時の書面の交付)
	A-TYPE カード会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を当社が交付することができることを承諾するものとします。
	第14条(会員規約に基づく準用規定)
	<p>会員規約に含まれる以下の条項は PA-TYPE カード会員にも準用されるものとします。</p> <p>会員規約第18条 決済口座の残高不足等による再振替等</p> <p>会員規約第21条 期限の利益の喪失</p> <p>会員規約第31条 リボルビング払い</p> <p>会員規約第32条 分割払い</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
	(2025年1月改定)

ETC カード特約(個人用)

ETC システム利用規程

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
---------------------	---------------------

<p>1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下当社という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します)、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p>	<p>1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下当社という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します)、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p>
<p>(1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p>	<p>(1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p>
<p>(4)来店、電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)</p>	<p>(4)来店、電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)</p>
<p>(8)会員等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等</p>	<p>(8)会員等のインターネット上(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等</p>
<p>2. (5) 当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報にかかるデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること</p>	<p>2. (5) 当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること</p>
	<p>4. 会員は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条第1項の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。</p> <p>・(当社の提携会社等)</p> <p>株式会社りそな銀行</p> <p>株式会社埼玉りそな銀行</p>

	<p>株式会社関西みらい銀行</p> <p>株式会社みなと銀行</p> <p>・(利用目的)</p> <p>商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p>																																		
	<p>第2条(利用内容・取引内容の共有)</p>																																		
	<p>1. 会員は、第1条第4項の提携会社等が会員に対して会員の本人カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、第1条第1項記載の(1)から(9)の個人情報を当社と提携会社等において共有することをあらかじめ同意します。</p>																																		
	<p>2. 会員は、当社が会員に対して会員の提携会社等の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、会員の提携会社等の取引内容を、当社と提携会社等において共有することあらかじめ同意します。</p>																																		
<p>第2条(個人情報情報機関への登録・利用)</p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p>																																		
<p>1. 本会員(本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という)および加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>	<p>1. 本会員および PA-TYPE カード会員(本会員および PA-TYPE カード会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という)および加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>																																		
<p><登録される情報とその期間></p> <table border="1" data-bbox="113 1467 751 1664"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="2">登録の期間</th> </tr> <tr> <th>CIC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1</td> <td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td colspan="2">当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実</td> <td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>-</td> <td>譲渡日から1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間		CIC	JICC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内		④債権譲渡の事実に係る情報	-	譲渡日から1年以内	<p><登録される情報とその期間></p> <table border="1" data-bbox="813 1467 1452 1664"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="2">登録の期間</th> </tr> <tr> <th>CIC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1</td> <td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td colspan="2">当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実</td> <td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>-</td> <td>譲渡日から1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録の期間		CIC	JICC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内		④債権譲渡の事実に係る情報	-	譲渡日から1年以内
登録情報		登録の期間																																	
	CIC	JICC																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																																		
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内																																		
④債権譲渡の事実に係る情報	-	譲渡日から1年以内																																	
登録情報	登録の期間																																		
	CIC	JICC																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																																		
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内																																		
④債権譲渡の事実に係る情報	-	譲渡日から1年以内																																	
<p><加盟個人情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)</p> <p>所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト</p> <p>電話番号:0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp</p> <p>○名称:株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定個人情報機関)</p>	<p><加盟個人情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称:株式会社シー・アイ・シー(貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)</p> <p>所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト</p> <p>電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp</p> <p>○名称:株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定個人情報機関)</p>																																		

<p>所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>電話番号:0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携個人情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称:全国銀行個人情報センター</p> <p>所在地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号:03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。</p>	<p>所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携個人情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称:全国銀行個人情報センター</p> <p>所在地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号:03-3214-5020 ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。</p>
<p>第3条(繰上返済時の残高の開示)</p>	<p>第4条(繰上返済時の残高の開示)</p>
<p>本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。</p>	<p>本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いて ATM 等で繰上返済の手続きの全部または一部(手続きが途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する、本会員および家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。</p>
<p>第4条(個人情報の預託)</p>	<p>第5条(個人情報の預託)</p>
<p>会員等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。</p>	<p>会員等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。</p>
<p>第5条(利用の中止の申出)</p>	<p>第6条(利用の中止の申出)</p>
<p>会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて、同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。</p>	<p>会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて、同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第11条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。</p>
<p>第6条(個人情報の開示・訂正・削除)</p>	<p>第7条(個人情報の開示・訂正・削除)</p>
<p>1. 会員等は、当社、個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(1)当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答</p>	<p>1. 会員等は、当社、個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。</p> <p>(1)当社に開示を求める場合には、第11条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答え</p>

<p>えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。</p> <p>(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p>	<p>します。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。</p> <p>(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の連絡先へ連絡してください。</p>
<p>第7条(会員契約が不成立の場合)</p>	<p>第8条(会員契約が不成立の場合)</p>
<p>会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的および第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>
<p>第8条(退会後または会員資格取消後の場合)</p>	<p>第9条(退会後または会員資格取消後の場合)</p>
<p>本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p>	<p>本規約第23条に定める退会の申出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p>
<p>第9条(規約等に不同意の場合)</p>	<p>第10条(規約等に不同意の場合)</p>
<p>第10条(個人情報に関するお問合せ)</p>	<p>第11条(個人情報に関するお問合せ)</p>
<p>1. 第5条に定める中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。</p> <p><インフォメーションセンター></p> <p>東京本社 〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25 電話番号 03-5665-0771</p> <p>大阪支社 〒541-0051 大阪市中央区備後町2-1-8 電話番号 06-6203-9345</p>	<p>1. 第6条に定める中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。<インフォメーションセンター></p> <p>東京本社 〒135-0042 東京都江東区木場1-5-25 電話番号 03-5665-0771</p> <p>大阪支社 〒541-0051 大阪市中央区備後町2-1-8 電話番号 06-6203-9345</p>
<p>第11条(同意条項の位置付けおよび変更)</p>	<p>第12条(同意条項の位置付けおよび変更)</p>
<p>2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>2. 本同意条項は当社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

<p>私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. にもつづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>	<p>私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>
<p>1. 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当</p>	<p>1. 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当</p>

しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。	しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。	(1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	2. (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(2024年4月改定)	(2025年1月改定)
KC V21009(24. 03)SCCB	V21008 (24. 12)